

葛巻町農業委員会
第 5 回総会議事録

1 日 時 平成30年11月21日(木) 午後1時30分から午後2時22分

2 会 場 葛巻町役場 第4会議室

3 会議に付した議案

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

議案第4号 荒廃農地に係る非農地判断について

議案第5号 葛巻農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報告第2号 農地転用許可後の工事進捗状況報告書の受理について

報告第3号 農地の現状変更完了報告書等の受理について

報告第4号 農地法第6条第1項の規定による報告書の受理について

4 出席委員

① 深 澤 進 ② 門 場 政 一 ③ 藤 森 康 隆

④ 藤 岡 俊 策 ⑤ 川 崎 美由起 ⑥ 久 保 淳

⑦ 落 宰 勝 ⑧ 星 野 順 子 ⑨ 南 坂 スガ子

5 議事録署名委員

② 門 場 政 一 ③ 藤 森 康 隆

6 書記(農業委員会事務局)

千 葉 隆 則 (事務局長) 落 合 咲 子 (主幹)

事務局長 　　ただ今から葛巻町農業委員会第5回総会を始めさせていただきます。
初めに深澤会長からご挨拶を頂戴し、引続き総会に入っていただきたいと思
います。
よろしく願いいたします。

会　長 　　〔あいさつ〕

ご苦勞様です。

　　今月10日の岩手県農業委員会大会、大変ご苦勞様でした。今年度も農業者年金部門で表彰をしていただきました。前委員と皆様方の活動のおかげです。ありがとうございます。
また大変光榮な賞状の代表受領をさせていただきました。その農業委員会大会で決議して
いただいたものを、今月の29日に全国農業委員会会長大会が東京でありまして、その終了
後に岩手県選出の国会議員の皆様のところをまわって、要請活動をして参ります。

　　それから、今月はいろいろな行事や祝賀会等があります。それぞれ忙しくなるかと思
いますがよろしく願いいたします。

議　長 　　〔開　会〕

それでは、総会に入ります。

　　ただ今から、葛巻町農業委員会第5回総会を開会いたします。

　　本日の出席委員は9名中8名で定足数に達しておりますので総会は成立いたします。

　　なお、落宰委員から遅刻の連絡がありましたので報告いたします。

　　本日の総会提出議案は、お手元に配付している議案書のとおりです。

議　長 　　《日程第 1 》

　　日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。

　　議事録署名委員は、2番門場会長職務代理者、3番藤森委員のお二人を指名いたします。

　　また、会議書記は、事務局職員の千葉事務局長と落合主幹を指名いたします。

議　長 　　《日程第 2 》

　　次に、日程第2「会期の決定」を行います。

　　会期は、本日1日と決定することにご異議ございませんか。

議　長 　　【「異議なし」の声】

　　異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

議　長 　　《日程第 3 》

　　次に、日程第3「会務報告」について事務局の説明を求めます。

議　長 　　【事務局長 挙手】

事務局長。

事務局長 　　はい。お手元の会務報告をご覧いただきたいと思
います。

月 日	内 容	出 席 者
11月 7日(水)	あとつぎ隊農園収穫祭 (町内 葛巻保育園)	南坂・星野委員/ 今待・木戸場推進委員
8日(木)	平成30年度岩手県農業委員会大会 (盛岡市 都南文化会館)	会長ほか農業委員7名/推進 委員9名/主幹
12日(月)	農業者年金協議会視察研修 (岩手町 岩手薬草生産組合)	会長/南坂委員/ 端坂推進委員/主幹
14日(水)	現地確認 (町内)	門場会長職務代理者・星野委 員/事務局長・主幹
17日(土)	中六角保広氏黄綬褒章受章祝賀会 (町内 もく・木ドーム)	会長ほか農業委員7名/推進 委員9名/事務局長

以上でございます。

議 長

ただ今の報告について、何かご発言がございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議 長

ないようですので、以上で日程第3「会務報告」を終わります。

《日程第 4 》

議 長

次に日程第4「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて」を議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議 長

事務局長。

事務局長

議案書は、1ページからご覧ください。

今月の農地法第3条の許可申請は2件でございます。

まず1番の案件は、農業者年金の受給に伴う親子間の使用貸借で、●●第●地割字●●●●、第●地割字●●及び●●●●、第●地割字●●の田20筆、畑18筆の計38筆190,430㎡で、●●地区の●●●●●●さんから後継者の●●さんへ貸し付けるものでございます。申請地の位置図は、10ページから12ページをご覧ください。農地は自宅周辺に33筆、●●●●地区に2筆、●●●●地区に3筆あり、いずれも飼料畑として耕作されています。調査書は5ページをご覧ください。権利設定は12月1日で、10年間の使用貸借になります。農地法第3条第2項該当の有無については、第1号の全部効率要件から第7号の地域調和要件まで全て該当しないため、問題ないものと認められます。

次に、議案書4ページをご覧ください。2番の案件は、先月の総会で農地法第18条第6項の規定による合意解約のご報告をした農地で、●●第●地割及び第●地割字●●●の畑2筆26,411㎡を同地区の●●●●●さんが離農するため、●●●の●●●●●さんが譲り受けようとするものです。申請地の位置図は、17ページをご覧ください。農地は●●●●●●●●●●●●から町道●●●線を約300m下った道路沿いにあります。調査書は13ページをご覧ください。農地法第3条の許可要件となる同条第2項該当の有無については、第1号の全部効率要件から第7号の地域調和要件まで全て該当しないため、問題ないものと認められます。

なお、案件1番の地区担当・今待推進委員、並びに案件2番の地区担当・外山推進委員からは特に意見がない旨、報告を受けておりますので併せて申し添えます。

以上でございます。

議長 この事案は現地確認が行われております。

現地確認結果の報告を8番星野委員にお願いします。

【8番星野委員 挙手】

議長 星野委員。

8番 現地確認結果を報告します。

1番は後継者に経営移譲をするため、親子間で使用貸借をする案件で、これまで同様に家族で農業に従事するものであり、農地も適正に使用されています。

次に2番は土地所有者が離農するため、これまで援助を受けている親戚に農地を無償で譲渡する案件です。譲り受ける方は酪農及び和牛繁殖農家で、自宅から農地までは約40分掛かりますが今後は葛巻に通いながら耕作するとのこと。後継者もあり、営農状況からも特に問題ないと思われま。

1番及び2番の案件のいずれの農地も適正に使用されていることから、調査書に記載のとおり問題ないものと判断しました。

以上です。

議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて」を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長 挙手全員です。

よって議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて」は原案のとおり許可することに決定いたします。

《日程第5》

議長 下に日程第5「議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」を議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議長 事務局長。

事務局長 議案書は、18ページをご覧ください。

今月の農地法第5条の許可申請は1件で、有限会社●●●●が砂利採取のため、農地を一時転用するものでございます。農地の所在は●●第●地割字●●で、●●地区の●●●●●●さんの転作田9,472㎡のうち4,731㎡でございます。申請地の位置図は、20ページをご覧ください。対象農地は国道●●●●号の●●●●バス停から町道●●●●線を約40m下った右手にございます。調査書は19ページをご覧ください。この案件について調査した内容をまとめたものでございますが、4番の農地転用許可基準からみた意見と理由にそれぞれ記載しているとおり、各項目とも許可要件を満たしていると認められるものです。

なお、地区担当の今待推進委員から、特に意見等はない旨、報告を受けておりますので、併せて申し添えます。

以上でございます。

議長 この事案は現地確認が行われております。

現地確認結果の報告を2番門場会長職務代理者をお願いします。

【2番門場会長職務代理者 挙手】

議長 門場会長職務代理者。

2番 現地確認結果を報告します。

この案件は、砂利採取に伴う一時転用になります。申請地は現在、デントコーンが作付けされている状況で、貸借期間は許可日から1年間となっております。

なお、転用業者の説明では来年5月末までには工事を完了し、飼料畑として使える状態にしたいということでした。

このことから、調査書に記載のとおり特に問題ないものと判断しました。

以上です。

議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」を原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長 挙手全員です。

よって議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」は原案のとおり許可相当として県知事に意見を提出いたします。

次に12番の案件、●●第●地割字●●及び第●地割字●●の田と畑、2筆合計6,812㎡は●●●●の●●●●さんの農地で、●●地区の●●●●さんとの利用権再設定です。

続きまして13番の案件、●●第●地割字●●の畑1,549㎡は、同地区の●●●●●●さんの農地です。

次のページをご覧ください。14番の案件、●●第●地割字●●及び●●、第●地割字●●の畑7筆10,544㎡、並びに15番の案件、●●第●地割字●●●●及び第●地割字●●●●の田と畑、3筆合計30,906㎡は●●●●地区の●●●●相続人代表●●●●●●さんの農地で、13番から15番の案件全て先ほど議案第1号でご説明したとおり同地区の●●●●●●さんから後継者への経営委譲に伴う利用権移転です。

以上でございます。

議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」のうち、1番から15番の案件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長 挙手全員です。

よって議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」のうち、1番から15番の案件は原案のとおり決定いたします。

次に、16番及び17番の案件の審議に入りますので、門場会長職務代理者は退席をお願いいたします。

【2番門場会長職務代理者 退席】

議長 それでは、16番及び17番の案件について、事務局より説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議長 事務局長。

事務局長 議案書は31ページをご覧ください。16番の案件、●●第●地割字●●の畑1,849㎡は同地区の●●●●●●さんの農地です。

次に17番の案件、●●第●地割字●●の畑2筆3,411㎡は、同地区の●●●●●●さんの農地で、どちらも同地区の●●●●●●さんとの利用権再設定です。

以上でございます。

議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」のうち、16番及び17番の案件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

議 長 【挙手全員】
挙手全員です。
よって議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」のうち、16番及び17番の案件は原案のとおり決定いたします。
門場会長職務代理者は、入室してください。

議 長 【2番門場会長職務代理者 入室】
次に、18番の案件の審議に入りますので、藤岡委員は退席をお願いいたします。

議 長 【4番藤岡委員 退席】
それでは、18番の案件について、事務局より説明を求めます。

議 長 【事務局長 挙手】
事務局長。
事務局長 議案書は31ページをご覧ください。18番の案件、●●第●地割字●●の畑4筆43,846㎡は●●●●地区の●●●●●さんの農地で、●●地区の●●●●●さんとの利用権再設定です。
以上でございます。

議 長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

議 長 【「なし」の声】
ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

議 長 【「異議なし」の声】
異議なしと認め、採決に移ります。
議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」のうち、18番の案件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

議 長 【挙手全員】
挙手全員です。
よって議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」のうち、18番の案件は原案のとおり決定いたします。
藤岡委員は、入室してください。

議 長 【4番藤岡委員 入室】
次に、19番の案件の審議に入りますので、川崎委員は退席をお願いいたします。

議 長 【5番川崎委員 退席】
それでは、19番の案件について、事務局より説明を求めます。

議 長 【事務局長 挙手】
事務局長。
事務局長 議案書は32ページをご覧ください。
19番の案件、●●第●地割字●●●●の畑7筆15,797㎡は●●地区の●●●●●さんの農地で、●●●●地区の●●●●●さんとの利用権再設定です。
以上でございます。

議 長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

議 長 【「なし」の声】
ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長

異議なしと認め、採決に移ります。

議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」のうち、19番の案件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長

挙手全員です。

よって議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」のうち、19番の案件は原案のとおり決定いたします。

川崎委員は、入室してください。

【5番川崎委員 入室】

《日程第7》

議長

次に日程第7「議案第4号 荒廃農地に係る非農地判断について」を議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議長

事務局長。

事務局長

議案書は、33ページからご覧ください。農地・非農地の判断は、今年7月23日の農地法第30条第1項に規定する農地の利用状況調査、いわゆる農地パトロールを行い、農林水産省経営局長通知の「農地法の運用について」第4(1)に基づき判定していただくものでございます。1筆ごとの状況及び写真については、先月の総会終了後にご説明しておりますので割愛させていただきます。

なお、非農地判断を行う際にはできるだけ同一所有者の土地はまとめて判断いただくよう努めておりますが、先月の総会以降に再度精査したところ、所有者が異なる案件を2筆発見いたしました。

議案書41ページをご覧ください。農家数の15番、筆数の38番及び39番につきましては、●●●さんの土地とご説明いたしましたが、この2筆については共有者に●●●さんも含まれてはおりますが、実際には●●●さん他6名の共有地であり、代表の方や他の方々の確認が得られていないことから、今回の議案からは除くものでございます。

この他に追加の案件がございますので、議案書40ページをご覧ください。番号96番から98番の3筆は、先月29日に農地法第3条の3第1項による届出が提出されましたが、事務局で3筆の状況を確認いたしましたところ、3筆すべて原野化しておりました。このことから、別綴りの写真の上部に番号を付しておりますので、併せてご覧ください。

非農地判断について所有者に説明するとともに同意が得られたため、追加するものでございます。

議案書42ページをご覧ください。対象者数は44戸でございますが共有者分が除かれますので実際には43戸、98筆。面積は、先ほどご説明した農家数15番と44番の面積を加減すると152,449㎡、約15.2haとなるものでございます。

以上でございます。

議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【4番藤岡委員 挙手】

議長 藤岡委員。

4番 はい。議案書41ページの15番ですが、これは今後、共有所有者の6名から承諾をいただいて非農地判断するということですか。

【事務局長 挙手】

議長 事務局長。

事務局長 所有者を確認しながら、次回以降の総会でご審議いただきたいと考えております。

議長 ほかにございませんか。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第4号「荒廃農地に係る非農地判断について」を98筆全てを「非農地」と判断することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長 挙手全員です。

よって議案第4号「荒廃農地に係る非農地判断について」は98筆全てを「非農地」と判断することに決定いたします。

《日程第 8》

議長 次に日程第8「議案第5号 葛巻農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題に供します。

事務局より議案の要説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議長 事務局長。

事務局長 議案書は44ページからご覧ください。

この案件は「農業振興地域の整備に関する法律施行規則」第3条第2項の規定に基づき、計画を変更する場合に、市町村は農業委員会等から意見を聴取することとされており、これに対する回答内容についてご審議いただくものでございます。

(1)土地利用の状況の行政区域総面積は、町全体の面積でございます。次の段の農業振興地域、これは総合的に農業振興を図るべき地域で29,252ha、うち農用地区域が15,681.2haとなっております。

次の(2)農用地利用計画の変更が、本日も審議いただく内容となります。農用地区域からの除外を43.08ha、面積の増減はございませんが混牧林地から農地への用途変更を2.43haとしたいというもので、(3)今後管理する農用地区域の総面積は15,638.1haになるものでございます。

次のページは変更理由別の件数、増減面積でございます。

議案書を1枚めくり46ページをご覧ください。1農用地区域からの除外一覧9件のうち、2番及び5番を除く7案件につきましては、現況地目が山林または原野であることから、農用地区域からの除外に関しては特に問題ないものと思われます。

それでは、ご審議いただく個別の案件については、次のページをご覧ください。

2番の案件は、●●●地区の●●●さんが植林のため、畑5,950㎡を農用地区域から除外するもので、土地の所在は●●●第●●●地割字●●●でございます。申請地の位置につきましては49ページをご覧ください。自宅周辺から林道●●●線を約40m上った道路右手脇です。前のページをご覧ください。「農用地区域からの除外に関する検討表」の5農地転用許可基準上の判断とその理由において、農地区分は第2種農地であり、かつ、農地転用目的の例外規定の代替性に該当しないものでございます。

次に議案書は50ページをご覧ください。

5番の案件は、●●●地区の●●●●●さんが植林のため、畑及び田の3筆合計2,649㎡を農用地区域から除外するもので、土地の所在は●●●第●●●地割字●●●です。申請地の位置図は、52ページをご覧ください。国道●●●号の●バス停付近にある神社から見て●●●の対岸にあります。前のページをご覧ください。「農用地区域からの除外に関する検討表」の5農地転用許可基準上の判断とその理由において、先ほどと同様に農地区分は第2種農地であり、かつ、農地転用目的の例外規定の代替性に該当しないものでございます。

議案書46ページにお戻りください。

3農用地区域の用途変更一覧の案件については、冒頭でもご説明いたしましたが、農用地区域内において混牧林地から農地へ用途を変更するもので、現況地目・原野を草地造成により畑にしようとするものでございます。農地が拡大することでもあり、以前から「特に問題なし」として取り扱っているものでございます。

なお、案件2番の地区担当は芳田推進委員であることから意見等については省略し、案件5番の地区担当・千葉推進委員からは特に意見がない旨、報告を受けておりますので併せて申し添えます。

以上でございます。

議長 この事案は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を8番星野委員にお願いします。

【8番星野委員 挙手】

議長 星野委員。

8番 現地確認の結果を報告します。

2番の申出地は傾斜地で、すでに原野化していることから今後も農地としての利用が見込めないものです。さらには、周囲を山林に囲まれて隣接する農地もないことから、農用地区域からの除外は妥当と判断しました。

次に、5番の申出地は面積が小さい上に、作業道が狭いため大型の作業機械が入れないことから借り手も無く、すでに原野化していることもあり、今後も農地としての利用が見込めないものです。また、隣接する農地に影響もないことから、農用地区域からの除外は妥当と判断しました。

- 以上です。
- 議長 以上で説明が終わりました。それでは、質疑等ございましたら、どうぞ。
- 議長 **【「なし」の声】**
- 議長 ないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。
- 議長 **【「異議なし」の声】**
- 議長 異議なしと認め、採決に移ります。
- 議長 議案第5号「葛巻農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を同意することに賛成の方は挙手願います。
- 議長 **【挙手全員】**
- 議長 挙手全員です。
- 議長 よって議案第5号「葛巻農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」は同意することとし、町長にその旨、意見を提出いたします。
- 議長 **《日程第9》**
- 議長 次に日程第9「報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を議題に供します。
- 議長 事務局より報告事項の説明を求めます。
- 議長 **【事務局長 挙手】**
- 議長 事務局長。
- 事務局長 議案書は、53ページをご覧ください。
- 事務局長 農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受理しましたので、ご報告いたします。
- 事務局長 10月22日、●●●地区の●●●●さんからの届け出で、今年8月に亡くなられた夫●●さんの所有地を相続により取得したものでございます。
- 事務局長 田と畑1筆合計27,318㎡は、相続前から地域内の酪農家3戸の方々に貸し付けしており、農地全てに飼料作物が作付けされるなど適正に管理されております。
- 事務局長 なお、受理通知書については、10月25日に送付しております。
- 議長 以上でございます。
- 議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。
- 議長 **【「なし」の声】**
- 議長 ないようですので、以上で報告第1号を終了いたします。
- 議長 **《日程第10》**
- 議長 次に日程第10「報告第2号 農地転用許可後の工事進捗状況報告書の受理について」を議題に供します。
- 議長 事務局より報告事項の説明を求めます。
- 議長 **【事務局長 挙手】**
- 議長 事務局長。

上記の議事録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証明するため、ここに署名する。

平成30年12月5日

会 長 _____

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____